



山形県公報

平成17年3月31日(木)

号 外 (13)

目 次

条 例

○山形県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) … 2

本号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第66号) (税政課)

1 県民税

(1) 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間を平成21年度まで延長することとした。(附則第6条第1項関係)

(2) 特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例について、特例の対象となる特定株式の取得期間を平成19年3月31日まで延長することとした。(附則第12条の5第6項関係)

2 不動産取得税

(1) 既存住宅及びその土地に係る課税標準等の特例措置について、新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅を適用対象とすることとした。(第70条の2第3項関係)

(2) 次に掲げる税額の減額措置の適用期限を平成19年3月31日まで延長することとした。

イ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置(附則第14条の3第1項関係)

ロ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置(附則第14条の3第3項関係)

ハ 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置(附則第14条の3第5項関係)

(3) 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が、適用対象農地等のすべてを一定の農業生産法人に使用貸借する等の場合で贈与税の納税猶予の継続を認められるときは、徴収猶予を継続する特例措置を講ずることとした。(附則第15条第4項関係)

3 自動車取得税

(1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成19年3月31日まで延長することとした。(附則第17条第2項及び第3項関係)

(2) 平成15年又は平成16年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうち、粒子状物質の排出量はその許容限度より75パーセント以上少ない一定の自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(旧附則第17条第8項関係)

(3) 平成16年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止するこ

ととした。（旧附則第17条第9項関係）

- 4 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第66号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第70条の2第3項中「人の居住の用に供されたことがある住宅」を「新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅」に改める。

第169条の3第2項第3号中「負担附贈与」を「負担付贈与」に、「第1002条の負担附遺贈」を「第1002条第1項の負担付遺贈」に改める。

附則第6条第1項中「平成18年度」を「平成21年度」に改める。

附則第10条第1項及び第12条第1項中「第36条第1項」を「第36条」に改める。

附則第12条の5第1項中「（第6項において「特定中小会社」という。）」を削り、同条第6項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

附則第14条の3第1項、第3項及び第5項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

附則第15条に次の1項を加える。

- 4 所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項に規定する受贈者に係る前3項の規定の適用については、第1項中「附則第12条第1項」とあるのは「附則第12条第5項の規定により読み替えて適用される同条第1項」と、「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法」と、「又は第18項」とあるのは「若しくは第18項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第4項、第6項若しくは第12項」と、「附則第12条第2項」とあるのは「附則第12条第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項」と、第2項中「附則第12条第1項」とあるのは「附則第12条第5項の規定により読み替えて適用される同条第1項」と、前項中「前項」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

附則第17条第2項及び第3項中「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に改め、同条中第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（自動車取得税に関する経過措置）
- 3 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自

自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、
なお従前の例による。

平成17年3月31日印刷
平成17年3月31日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056